

大阪市条例第56号

大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第64条関係） [表 別紙2 挿入]	別表（第64条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

[別表 別紙1]

市場	種別	使用料
[同左]		
南港市場	[同左]	[同左]
	荷さばき所使用料	1平方メートルにつき 1月 440円
	[同左]	[同左]

[備考 同左]

[別表 別紙2]

市場	種別	使用料
[略]		
南港市場	[略]	[略]
	荷さばき所使用料	1平方メートルにつき 1月 440円
	部分肉加工場使用料	1月 2,800,000円
	[略]	[略]

[備考 略]